

一般社団法人長野県農業会議 第16回常設審議委員会の概要

平成29年7月14日（金）に長野市「ホテル信濃路」において、第16回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

1 農地法に基づく審議（資料①、②）

（1）農地法第4条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、営農型太陽光発電施設1件（茅野市）を含む、すべての案件について、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（2）農地法第5条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 協議事項

- （1）第2回長野県農業委員会大会の開催について
- （2）次期長野県食と農業・農村振興計画骨子（案）について

※協議事項（1）については原案どおり決定しました。
また、協議事項（2）については了承されました。

3 報告事項

- （1）平成29年度遊休農地に関する措置（農地パトロール）の確実な実施について
- （2）日・EU EPAの大枠合意について

4 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

（一社）長野県農業会議 総務・情報部 （部長）中島健貴 （次長）土屋剛志 電 話：026（234）6871 FAX：026（235）2454 Eメール： 24nakaji@nca.or.jp

一般社団法人 長野県農業会議 第16回 常設審議委員会 出席者名簿

期日 平成 29年7月14日(金)

場所 長野市「ホテル信濃路」

■常設審議委員 在籍者 29人、出席者 25人

○印は出席者

氏 名			
正副会長	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○	(副会長) 1 市川 寛 ○
常設審議委員	2 荻原 勝己 ○	3 柴崎 義和 ○	4 堀 浩 ○
	5 堺澤 豊 ○	6 本田 武司 ○	7 長瀬 充章 ○
	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○	11 荒井 忠男 ○
	12 神林 利彦 ○	13 小島 誠 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 雨宮 勇 ○	17 井上 弘之
	18 豊田 実 ○	19 神農 佳人	20 中村 倫一 ○
	21 赤羽 昭彦 ○	22 春日 十三男 ○	24 小林 哲男
	25 平林 明人	26 古沢 明子 ○	27 相澤 繰子 ○
	28 宮島 明博 ○	29 小林 文彦 ○	
県	県農政部農業政策課 中村正人課長 吉池健 課長補佐兼農地調整係長 小林健次 課長補佐兼農業団体・共済係長 茅野市農業委員会事務局 小平光昭事務局長 岩下弘樹主任		
事務局	鮎沢甲一郎 参事兼部長、川井清司 参事、中島健貴 部長、佐藤源彦 部長、 森住浩光 部長代理、神林公雄 部長代理、山際義人 次長、土屋剛志 次長兼係長 松田美夏 主事、深瀬拓巳 主事、北澤省吾 農地相談員、 倉田幸代 全国農業新聞・図書支局主事		

一般社団法人長野県農業会議 第16回常設審議委員会 次第

日時 平成29年7月14日(金) 14:00～
場所 長野市・ホテル信濃路 3F「飯綱」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案 農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案 農地法第5条の規定による意見回答について

第3号議案 営農型太陽光発電施設に係る意見回答について
(茅野市・4条・ブルーベリー)

7 協議事項

(1) 第2回長野県農業委員会大会の開催について

(2) 次期長野県食と農業・農村振興計画骨子(案)について

8 報告事項

(1) 平成29年度遊休農地に関する措置(農地パトロール)の確実な実施について

(2) 日EU・EPAの大枠合意について

9 その他

10 議長退任

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成29年6月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

6月15日	第3回定時理事会	(長野市)
6月15日	第15回常設審議委員会	(長野市)
6月20日	県農業会議第2回通常総会	(松本市)
7月3～7日	全国農業新聞普及巡回	(21市町村)
7月5日	農地利用最適化交付金に係る報酬の上乗せ条例 の整備に向けた市町村説明会	(塩尻市)
7月14日	農業委員表彰委員会	(長野市)

(2) 農政・農地部関係

6月15日	第1回拡大県農業委員会協議会	(長野市)
6月21日	県養鶏協会総会	(長野市)
7月10日	地区常設審議委員会	(上田市、伊那市、松本市、中野市)
7月13日	県鉢花園芸組合役員会	(塩尻市)
7月14日	第2回拡大県農業委員会協議会	(長野市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

6月16～28日	農の雇用現地確認	(28経営体)
6月26日	農業者年金業務推進会議	(長野市)
6月27～28日	県国際農友会農家巡回	(5経営体)

2 組織関連の会議

6月16日	上小農業委員会協議会定期総会
6月28日	全国農業会議所第70回通常総会
6月28日	生坂村農業委員会委員研修会
6月29日	県女性農業委員の会松本支部総会
6月30日	山ノ内町農業者年金協議会総会
7月4日	上伊那農業委員会協議会現地視察・定例総会
7月7日	小諸市農業委員研修会

3 その他の会議

6月15日	農地中間管理機構の活用に関する研修会
6月16日	地域振興局農地転用事務担当者会議
6月19日	県農業開発公社評議員会
6月21日	県農業開発評価委員会
6月21日	県農業共済組合総会
6月21日	風さやか協議会幹事会
6月23日	日本養鶏協会関東甲信越地域協議会総会
6月27日	県農業農村多面的機能発揮促進協議会外部監査
6月29日	J A長野中央会・各連合会総会
6月29日	新規就農対策全国交流研究会
7月3日	農村地域工業等導入促進法の改正に関する説明会
7月4日	県農業法人協会南信地区ブロック会議
7月6～7日	全国稲作経営者現地研究会
7月13日	県有機農業推進会議
7月13日	信州農業MBA研修実行委員会

農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年7月)

地区名	市町村数	件 数	面 積 (m ²)			備 考
			田	畑	計	
東 信	1	1	0.00	100.00	100.00	
佐 久	1	1		100.00	100.00	
上 小					0.00	
南 信	2	2	53.52	782.00	835.52	
諏 訪	1	1	53.52		53.52	
上伊那	1	1		782.00	782.00	
飯 伊					0.00	
中 信	2	4	330.00	459.00	789.00	
木 曾					0.00	
松塩筑 安 曇	2	4	330.00	459.00	789.00	
北安曇					0.00	
北 信	2	3	112.00	1,058.00	1,170.00	
長野高 須 高	2	3	112.00	1,058.00	1,170.00	
北信州					0.00	
合 計	7	10	495.52	2,399.00	2,894.52	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年7月)

地区名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備考
			田	畑	計	
東 信	5	30	12,666.32	40,272.60	52,938.92	
佐 久	3	21	12,234.32	37,219.60	49,453.92	
上 小	2	9	432.00	3,053.00	3,485.00	
南 信	16	20	17,139.00	11,401.00	28,540.00	
諏 訪	4	7	140.00	4,450.00	4,590.00	
上伊那	5	5	591.00	1,372.00	1,963.00	
飯 伊	7	8	16,408.00	5,579.00	21,987.00	
中 信	5	13	6,439.00	5,570.36	12,009.36	
木 曾					0.00	
松塩筑 安 曇	3	10	2,497.00	4,130.36	6,627.36	
北安曇	2	3	3,942.00	1,440.00	5,382.00	
北 信	3	6	1,560.00	5,403.14	6,963.14	
長 野 須 高	2	5	1,560.00	4,081.14	5,641.14	
北信州	1	1		1,322.00	1,322.00	
合 計	29	69	37,804.32	62,647.10	100,451.42	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

第2回長野県農業委員会大会 開催要領（案）

1 趣 旨

昨年4月に施行された改正農業委員会法により、「農地利用の最適化」が全ての農業委員会で必須業務となるとともに、農業委員に加えて新たに農地利用最適化推進委員が設置された。

このため、県内の農業委員及び農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農地利用の最適化の推進に関する要請決議等を行うため、「第2回長野県農業委員会大会」を開催する。

2 主 催

一般社団法人長野県農業会議・長野県農業委員会協議会

3 日 時

平成29年11月7日（火）13時～16時30分

4 場 所

長野市若里1丁目1番3号

「ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）大ホール」（電話026-226-0008）

5 参加者

農業委員、農地利用最適化推進委員及び県農業会議会員等関係者 約1,500人

6 大会の内容

- (1) 表彰（29年度農業委員等功績者表彰、28年度農業者年金加入推進活動功労者表彰、28年度情報活動功労者及び優秀農業委員会表彰）
- (2) 要請決議（案）の協議
- (3) 申し合わせ決議（案）の協議
- (4) 講演
第一部「次期長野県食と農業農村振興計画（案）の概要について」
第二部「（講師調整中）」

7 要請及び申し合わせ決議案

- (1) 要請及び申し合わせ決議案の議題候補については、農業委員会及び地区農業委員会協議会から提案のあったものの中から運営委員会において集約する。
- (2) 要請及び申し合わせ決議案の原案については、一般社団法人長野県農業会議において作成するものとし、その内容については運営委員会において調整し原案を決定する。
- (3) 災害対策等にかかわる緊急を要する議案については、事前に当該地区農業委員会協議会の議を経て、その内容を文書で運営委員会に提出し、その承認を得るものとする。

8 大会及び決議事項の処理

- (1) 大会の運営については、別に定める要領によって運営委員会を設け、その円滑な運営を図るものとする。
- (2) 決議事項の処理については、運営委員会があたるものとする。

大会運営要領(案)

大会開催要領に基づき、大会運営の要領を次のとおり定める。

- 1 大会運営の円滑を期するため、運営委員会を設ける。
- 2 運営委員は、地区農業委員会協議会会長、一般社団法人長野県農業会議1号常設審議委員、及び女性常設審議委員があたる。
運営委員長及び副委員長は、運営委員の互選により選任する。
- 3 議長については、運営委員会であらかじめ候補者を定め、大会において承認を得る。
- 4 要請及び申し合わせ決議案に関わる提案者の発言時間は、運営委員会があらかじめ通告した時間内とする。
各要請及び申し合わせ決議案に対する質問又は意見を述べたい者は、議長の許可を得て発言するものとし、その発言時間は、議長が許す範囲内とする。
災害対策など緊急を要する議案については、事前に当該地区農業委員会協議会の議を経て、その内容を文書で運営委員会に提出し、その承認を得るものとする。
- 5 大会に関する事務は、一般社団法人長野県農業会議事務局があたることとし、開催地にあたる長野農業委員会協議会並びに長野市農業委員会の各事務局は、これに協力するものとする。
- 6 その他、必要な事項がある場合は、運営委員会で協議のうえ決定する。

大会までの予定表（案）

時 期	内 容	備 考
6月15日	■拡大農業委員会協議会 ・大会開催計画の検討	
7月14日	■常設審議委員会 ・大会開催要領、運営要領の決定 ■拡大農業委員会協議会 ・大会開催要領、運営要領の決定	農業委員会へ検討依頼 ①希望講演内容【8/4報告期限】 ②要請等事項【8/31報告期限】
8月10日	■第1回運営委員会 ・大会運営委員長、副運営委員長の互選 ・大会役割分担の検討 ・大会の講演について	
9月15日	■第2回運営委員会（常設審議委員会終了後） ・大会決議案（素案）の検討	農業委員会・大会運営委員へ検討依頼 ①要請等決議（素案） 【9/29意見提出期限】
10月13日	■第3回運営委員会（常設審議委員会終了後） ・大会決議案（原案）の決定 ・進行役割分担の決定	農業委員会へ要請決議（案）等を事前送付
11月7日	■第4回運営委員会（11時30分開会） ・大会資料、進行役割分担の確認 ■第2回県農業委員会大会 （13時～長野市・ホクト文化ホール 大ホール） ・要請決議等	

次期 長野県総合5か年計画と長野県食と農業農村振興計画の策定スケジュール

区分		長野県総合5か年計画	次期長野県食と農業農村振興計画	
			審議会	プレスリリース等公表 パブリックコメント募集 県議会説明
平成28年度	8月		8/30 第1回審議会 次期計画の策定スケジュール 次期計画に対する意見・提言	
	2月		2/14 第2回審議会 諮問、次期計画の方向性	
	3月			
平成29年度	4月			
	5月			
	6月	6/12 第4回総合計画審議会 計画の骨格、現状認識、 めざす姿、政策の方向性	6/12 第3回審議会 構成、骨子、施策の展開方向 ＜現地調査(松本)・意見交換の実施＞	審議会開催プレスリリース
	7月		7/12 現地調査(東信)・意見交換	
			7/18 現地調査(上伊那)・意見交換	
	8月	重点政策検討		
				審議会開催プレスリリース
		第5回総合計画審議会 計画の答申案	8/29 第4回 審議会 H28実績レポート 次期長野県食農計画の素案提案	
	9月			9月議会農政委員会 28実績レポート説明
				審議会開催プレスリリース
	10月	第6回総合計画審議会 計画の答申案		11/1～30 パブリックコメント募集
	11月		11/13 第5回 審議会 答申、今後の推進	各会派・関係県議説明
	12月	計画原案の公表		11月議会農政委員会 素案説明
	1月			
	2月	計画案の公表	計画案の公表	2月定例会

次期長野県食と農業農村振興計画骨子（案）

【特徴】

- 第2期長野県食と農業農村振興計画の進捗状況と課題・成果を評価するとともに、食と農業・農村をめぐる情勢を分析
- 農業者や農業団体、流通業者、消費者など県民との対話を通して、10年後の農業農村のあり方を創造し、めざす姿を構成
- 骨子の大きな柱は、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、「農業」は地域経済を支える稼げる産業、「食」は県民など多くの人にしあわせをもたらすもの、「農村」は人と人が支え合う暮らしづくりをそれぞれ目指すこととして構成し、「農業」、「食」、「農村」の3本柱とする
- 地域振興局単位で克服すべき課題やめざす姿を県的な取組として捉え、「地域別の発展方向」を「食と農業・農村のめざす姿と施策の展開方向」の次に位置付け
- 重点的に取り組む事項は、広域的かつ横断的な課題などに対応することとして位置付け
(第2期計画 Ⅳ重点的に取り組む事項 Ⅴ地域別の発展方向)

I 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 計画の進行管理
- 5 県民の参画と協働による計画の推進

II 食と農業・農村をめぐる情勢

- 1 食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化
- 2 食と農業・農村の現状と課題
 - (1) 農業（担い手、生産、基盤、技術）
 - (2) 食（消費、流通、安全安心）
 - (3) 農村（住民、多面的機能）

III 食と農業・農村のめざす姿と施策の展開方向

- 基本目標 ○○○○○○○○○○○○○○○○
- 基本方向 1 産業としての農業の振興（仮）
-
- 基本方向 2 消費者が求める「食」の振興（仮）
-
- 基本方向 3 暮らしの場としての農村の振興（仮）
-

IV 地域別の発展方向

- 1 地域の現状と課題
- 2 地域のめざす姿
- 3 重点的な取組方向

V 重点的に取り組む事項

- 1
- 2
- 3
- ・
- ・

次期長野県食と農業農村振興計画の施策体系（案）

【施策体系のねらい】

- 「産業としての農業の振興（仮）」は、本県の農業生産の大宗を担う経営体の確保・育成、食料供給の責任産地として安全・安心で高品質な農畜産物の生産、消費者や実需者の多様なニーズに対応した販売戦略の3つの視点を位置付け
- 「消費者が求める「食」の振興（仮）」は、地消地産と食育を大きく2つの視点とし、食に関わる全てを関連施策として位置付け
- 「暮らしの場としての農村の振興（仮）」は、農村の基幹産業である農業の持続的な営農と、移住者や定年帰農者など多様な人材との農村コミュニティ活動の展開、農業・農村の地域資源を活用した農村ビジネスの展開の3つの視点を位置付け

基 本 目 標

I 産業としての農業の振興（仮）

- 1 農業を支える経営体と人材の確保・育成（仮）
 - ア 中核的経営体の確保と資質向上
 - イ 農業経営体を支える安定的な雇用の確保
 - ウ 将来の本県農業を担う新規就農者の確保・育成
 - エ 地域農業を支える多様な農業経営体への支援
- 2 消費者や実需者に信頼される産地の確立（仮）
 - ア マーケットニーズに対応した競争力の高い県産農畜産物の生産
 - イ 県民の共感を得る環境農業の推進
 - ウ 次代を拓く新品種・新技術開発と普及
 - エ 稼ぐ農業を支える基盤整備の推進
- 3 需要を創出するマーケティング（仮）
 - ア おいしい信州ふード（風土）の取組による県産農畜産物の魅力発信
 - イ マーケットインによる販路拡大と流通機能の強化
 - ウ 世界品質の県産農畜産物の戦略的な輸出拡大
 - エ 地域に広がる稼ぐ6次化ビジネスの展開

II 消費者が求める「食」の振興（仮）

- 1 本物を味わう食と食し方の提供（仮）
 - ア 産地ならではの食べ方と地域食材の磨き上げ
 - イ 食の地消地産と農産物直売所機能の強化
- 2 豊かな食によるしあわせな暮らし方の提案（仮）
 - ア 未来を担う子どもたちへの食育の推進
 - イ 地域ぐるみで取り組む食育の推進

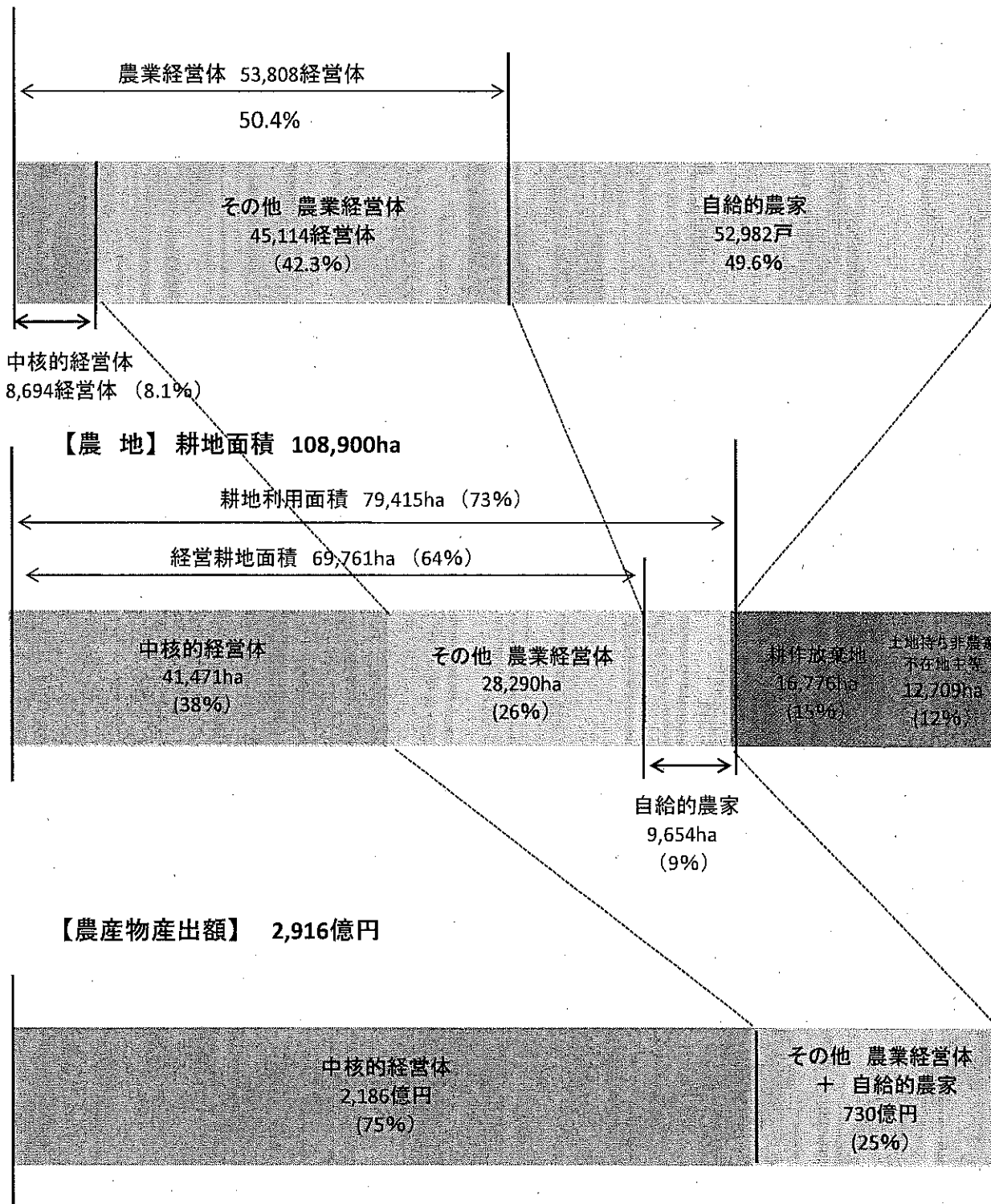
III 暮らしの場としての農村の振興（仮）

- 1 持続的な農業生産活動を支える仕組みづくり・基盤整備（仮）
 - ア 持続的な営農を支える環境整備の推進
 - イ 都市住民との協働など皆に理解されて進める多面的機能の維持
- 2 多様な人材の活躍による農村コミュニティの維持（仮）
 - ア 新たな地域の担い手を確保しての農村コミュニティ活動
 - イ あらゆる方が活躍するユニバーサル農業の推進
- 3 地域の強みを活かした農村景観や地域資源の維持活用（仮）

本県の農業生産構造の状況

【平成27年】（2,015農林業センサスより推計）

【経営体】 総農家等 106,790戸



※参考 上記の他、農業関連産出額 202億円

基本方向 1-1

◆ 農業を支える経営体と人材の確保・育成(仮)

現振興計画の進捗と課題

■ 現振興計画での取組と主な成果

- 経営体の体質強化の促進
 - ・法人化の促進
 - ・農地中間管理機構を創設(H26)し、担い手への農地の集積・集約化を促進
- 地域農業を支える集落営農組織の育成
- 新規就農者に対する研修体制の充実
- 果樹経営起業準備支援事業の創設(H28～)
- 就農トリアル研修、経営感覚養成講座の創設(H29～)

《経営を法人化した経営体の数》 (単位:法人)

	H22	H25	H26	H27	H28	H29
法人化数						目標年
計画		780	810	840	※906	※960
実績	758	849	876	918		

《担い手への農地利用集積率》 (単位:%) ※は上方修正後

	H22	H25	H26	H27	H28	H29
農地利用集積率						目標年
計画		41	44	46	50	53
実績	39	40	41	41		

《40歳未満の新規就農者数(単年度目標)》 (単位:組数)

	H22	H25	H26	H27	H28	H29
集落営農						目標年
計画		250	250	250	250	250
実績	190	245	253	244		

《集落営農組織数》 (単位:組数) ※は上方修正後

	H22	H25	H26	H27	H28	H29
集落営農						目標年
計画		223	228	240	※260	※285
実績	212	237	249	286		

■ 主な課題

- 農業就業人口の減少・高齢化により、本県農業を担う人材の育成確保が急務
- ほとんどの産業において雇用人材が不足しており、特に一次産業においては人材確保の困難が顕著
- 所有者の農地に対する資産的な価値の思いにより、農地の借受に対して貸付が少ない。また、狭小で不整形な農地については、借受の希望が少ない
- 新規就農者の確保に向けた市町村やJAなど地域の取組に温度差があり、取組成果に大きな違いが現れている
- 新規就農者に対して、住宅や倉庫などの環境整備に対する支援が少ない
- 異業分野が農業参入する際に支援が少ない

めざす姿

区分	平成27年	5年後のイメージ
中核的経営体	8,694 (8.1%)	全体の1割程度
その他農家	98,096 (91.9%)	全体の9割程度
合計	106,790	1割程度減

【確保・育成すべき中核的経営体のイメージ】



トップランナーが育成され、多様な担い手とともに農家の経営・農村をまわっています

- ※基本構想水準到達者...市町村の農業経営基盤強化促進基本構想を達成している者
- 農業者が減少する中であっても、地域経済を牽引する農業経営体が高い経営力と雇用人材を活かしながら、農業生産の効率化・高度化を進め活躍しています。

《活躍が期待される経営体》

- 企業型経営体 生産と経営を分離した会社組織
- 大規模家族経営体 家族経営を主体に大規模・法人化

- 本県農業を牽引する中核的経営体を支える意欲の高い就業着(従業員)が安定的に確保されるとともに、就業者の資質向上を図るための体制が整っています。

- 本県農業を担う新規就農者が、安心して就業できる体制が整い、意欲的就農者が安定的に確保されています。

《確保すべき新規就農者》

- 農地、機械等生産基盤が整っている農家子弟
- 農業への参入に高い意欲をもっている新規参入者
- 集落営農組織や農業分野に参入した企業など多様な農業経営体、農地の高度利用を図りながら、立地条件を活かして、地域農業を支えています。

施策の展開方向

◇ 中核的経営体の確保と資質向上

- ・ 企業マインドを持った経営者の育成・資質向上、法人化支援
- ・ 農地中間管理機構による農地の集積・集約化

◇ 農業経営体を支える安定的な雇用の確保

- ・ 企業型経営体等への就業支援と就業者の確保・育成
- ・ 障がい者や高齢者など多様な人材の雇用を支援
- ・ 生産現場に合った外国人技能実習生の受入を支援

◇ 将来の本県農業を担う新規就農者の確保

- ・ 県農業大学校や新規就農者親支援制度などによる新規就農者の確保
- ・ 関係機関と連携し、農業高校生、農家子弟等の就業環境整備を支援
- ・ 就農前・就業初期の経営指導等の充実強化

◇ 地域農業を支える多様な農業経営体への支援

- ・ 集落営農組織の育成や法人化を支援
- ・ 農業分野に参入しようとする企業の円滑な参入を支援

基本方向【一2(ア)】

◆マーケットニーズに対応した競争力の高い県産農畜産物の生産(仮)

現振興計画の進捗と課題

■現振興計画での主な取組と成果

- 【土地利用型作物】
- 農地中間管理機構等による農地集積、ICTの活用等による効率的な水田経営体の育成
 - 5ha以上の効率的な水田農業経営体 H22:461→H28:617経営体・風さやかかの作付面積 H22:0→H28:1,002ha

【果樹】

- 収益性が高く省力的な果樹栽培の推進
- 県オリジナル品種等による特色ある産地の再構築

項目	H22 基準年	H25	H26	H27	H28	H29 目標年
オリジナル品種等の 栽培面積	計画(ha)	1,570	1,640	2,000	2,160	2,320
	実績(ha)	1,190	1,606	1,763	1,863	
りんご新わんぱ 栽培面積	計画(ha)	210	260	380	420	500
	実績(ha)	0	172	209	227	271

【野菜】

- 葉野菜の計画の安定生産と多品目化
- 需要者の多様なニーズ、流通の変化に対応できる新たな産地づくり
- 信州の伝統野菜の選定・認定の拡大

販売額20億円以上 の品目数	H22 基準年	H25	H26	H27	H28	H29 目標年
計画	11	11	11	11	12	13
実績	11	11	11	11	—	—

■主な課題

- 【土地利用型作物】
- 経営規模が50a未満の経営体が多を占めており、生産構造が脆弱
 - 全国と比べて依然として生産費が高く、価格競争力が弱い

【果樹】

- 樹園地の老朽化による生産力の低下
- 「シャインマスカット」「ナガノパープル」の品質の差

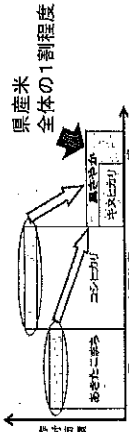
【野菜】

- 気象変動や難防除害虫により作柄が変動し、計画生産が困難
- 加工業務用野菜の生産体制が確立されていない

めざす姿

【土地利用型作物】

- 生産工程の最適化や、省力化技術の導入などにより、徹底した生産費の削減が行われ、競争力の高い農業経営が営まれています。
- 「シジヒカリ」を基軸とし、消費者・実需者ニーズに即した独自性・強みを持つ県オリジナル品種「風さやか」の生産が拡大し、高品質な県産野菜ブランドが実需者等に定着しています。



- 機能性や加工適性等に優れた「麦・大豆・そば」の県オリジナル品種の生産拡大・安定供給が図られ、実需者から信頼される産地が形成されています。
- 水稲を主体とし、麦・大豆・そばを組み合わせる2年3作の栽培体系や加工・業務用野菜等の園芸品目の導入による収益向上・労働力の平準化等により、儲かる水田農業が展開されています。

【果樹】

- 生産性・省力化が図られる栽培技術の普及により、収量の増加とコスト低減が行われ、儲かる果樹経営が営まれています。
- 消費者のニーズが高い県オリジナル品種等の生産が拡大し、実需者から信頼される産地が形成されています。
- 海外で需要の高い品種の安定した取引が拡大し、対象国のニーズに応じた輸出向けの生産が拡大しています。

品目/品種	平成27年度 生産額(億円)	5年後のイメージ
新たな県オリジナル品種 (シナノリップ等)	0%	つがる等からの転嫁で大規模増加
県オリジナル品種 (シナノスイート、シナノゴールド等)	1.0%	ふじ等からの転嫁で増加
新たな、皮ごと食べられる品種 (シャインマスカット、ナガノパープル等)	1.4%	巨峰等からの転嫁及び新種による大規模増加 新品種の導入・国内需要・輸出の増加

【野菜】

- 高標高地等の強みを活かし、夏秋期の葉野菜全国シェア70%を占める「責任供給産地」として、計画の安定生産を可能にする産地づくりが進んでいます。
- 高単収・高収益が見込める施設栽培により、品質の高いアスパラガスや果菜類が安定的に生産されています。

品目	6年後のイメージ
高収益を確保した主力品目 (レタス、はくさい、キャベツ等)	夏秋期における全国1位のシェア確保
付加価値の高い野菜品目 (プロッコリー、アスパラガス等)	実需者からの需要が増加
加工業務用向け野菜品目 (白ネギ、タマネギ、キャベツ等)	実需者からの需要が増加 水田転換等での新たな産地形成

- 中山間地域では、標高と立地条件を活かして、小物野菜の周年供給が行われています。

施策の発展方向

【土地利用型作物】

- ◇ 本県水田農業を担う効率的な水田農業経営体の育成
 - ・ 農地中間管理機構の活用等による規模拡大
- ◇ 競争力強化に向け、徹底した生産費の削減を推進
 - ・ ICTの活用や省力化技術の導入等、生産コストの削減
 - ・ 「カイゼン」手法を活用した生産工程の見直し・最適化
- ◇ 県オリジナル品種「風さやか」の生産拡大と長野米のブランド力の向上
- ◇ 水田農業経営への園芸作物の導入などの複合化による経営体質の強化
- ◇ 機能性や加工適性等に優れた「麦・大豆・そば」の県オリジナル品種の生産拡大・安定供給

【果樹】

- ◇ 中核的経営体が核となる「稼ぐ」果樹栽培の推進
 - ・ 県オリジナル品種生産拡大
 - ・ 新種・改種の需要に応えられる苗木供給体制の整備
- ◇ 生産力の強化・省力化による果樹産地の持続的な発展
 - ・ りんご新わんぱ栽培など省力的な新技術の導入促進
 - ・ 農地中間管理機構を活用した樹園地の継承
- ◇ 消費者の期待に応える商品づくりと海外展開
 - ・ 加工業務用・輸出仕様による栽培の拡大
 - ・ シャインマスカット等長期出荷体制の整備

【野菜】

- ◇ 露地野菜産地の計画生産の推進と気象変化に対応する作柄の安定
 - ・ 野菜価格安定制度の活用による安定的計画生産の推進
 - ・ 水田を活用した加工・業務用野菜等の拡大
- ◇ 施設栽培の推進による高品質な果菜類等の生産拡大
- ◇ 中山間地域の立地条件に適した野菜品目の選定と生産拡大
 - ・ 直売所向け品目の周年出荷・少量多品目栽培の拡大
- ◇ 「信州の伝統野菜」の生産・加工の安定と認知度の向上

基本方向 I-2(ア)

◆マーケットニーズに対応した競争力の高い県産農畜産物の生産(仮)

現振興計画の進捗と課題

■現振興計画での主な取組と成果

- 【花き】
- 全国シェア上位品目の生産体制の維持・拡大
 - 実需者ニーズに対応した生産体制の構築
 - 県オリジナル品種の普及と輸出の拡大による経営体の競争力強化
 - ・輸出額 H25:4,600千円 → H27:23,349千円

生産者全戸1位 の品目数 計画	H22 実績	H25 計画	H26 実績	H27 計画	H28 実績	H29 計画
6	7	7	7	7	7	8

【きのこ】

- 経営安定対策の推進
- 新品種や高生産性品種による収益性の高いきのこ産地の育成

生産者全戸1位 の品目数 計画	H22 実績	H25 計画	H26 実績	H27 計画	H28 実績	H29 計画
4	4	4	4	4	4	4

【畜産】

- 信州プレミアム牛肉認定頭数の拡大
- ・信州プレミアム牛肉認定頭数 H22 844頭 → H27 3,242頭
- 安定的な養ひの供給による信州黄金シャモの生産拡大
- ・信州黄金シャモ素雞出荷羽数 H22 36,275羽 → H27 18,250羽

【水産】

- 信州サーモン等の安定供給
- 遊漁者にとって魅力ある漁場づくり

信州サーモン 生産量(ト)	H22 実績	H25 計画	H26 実績	H27 計画	H28 実績	H29 計画
315	315	330	345	360	375	390

信州大王イワナ 生産量(ト)	H22 実績	H25 計画	H26 実績	H27 計画	H28 実績	H29 計画
0	0	0	0	0	0	0

■主な課題

- 【花き】
- 過度の連作による土壌伝染性病害の多発
 - 用途別生産に向けた品種選定や作型・栽培技術が未確定

【きのこ】

- 価格の低迷と資材等の高騰が経営を圧迫

【畜産】

- 全国と比べ生産性が低い
- グローバル化への対応の遅れ

【水産】

- 信州サーモン等の高品質・安定生産
- 釣り場として価値が低下している場所の増加

めざす姿

【花き】

- 高度な技術や高価格を活かした高品質・安定生産により、専門店、輸出向けの販路が拡大し、競争力の高い花き経営が営まれています。
- 計画的な出荷や生産性、省力化が図られる栽培技術の普及により、日常生活やホテル・旅館等において多様な需要が定着しています。

品目	3年後のイメージ
高品質な県産花き(輸出向け)	輸出向けは、輸出向けの需要が増加
(トール・ポピー、ラナンキュラス等)	
県産花き(観光地・ホテル・旅館向け)	県産花き(観光地・ホテル・旅館向け)の需要が増加
(キリシタ、カーネーション、アスター等)	

【きのこ】

- 主要品目は需要に見合った生産量を維持するとともに徹底したコスト削減により、競争力の高いきのこ経営が営まれています。
- 地消地産や健康増進活動等により、特産ある品目が拡大しています。

品目	3年後のイメージ
高品質な県産きのこ(観光地・ホテル・旅館向け)	輸出向けは、輸出向けの需要が増加
(トール・ポピー、ラナンキュラス等)	
県産きのこ(観光地・ホテル・旅館向け)	県産きのこ(観光地・ホテル・旅館向け)の需要が増加
(キリシタ、カーネーション、アスター等)	

【畜産】

- ICT技術の導入やゲノム情報の活用などにより、信州プレミアム牛肉等の高品質な畜産物が効率的に生産され、農家の経営の安定と所得の向上が図られています。
- GAP、HACCPの導入とアニマル・ウェル・フェアへの取組の拡大により、国際的に認められる新たな信州畜産物ブランドが確立されています。

項目	5年後のイメージ
HACCP・GAPの導入	オンラインの導入などにより消費者への購入履歴として標準化
信州プレミアム牛肉	実需者からの需要は増加 ・ICT技術や優良品種の導入により高品質生産拡大
信州黄金シャモ	実需者からの需要は増加 ・県内供給力をアップ
豚(飼料米給与豚含む)	・飼料米の供給が拡大、育成期間短縮 ・繁殖地を確保し、販路を拡大

【水産】

- マーケットに高く評価される信州ブランド魚の種苗・安定供給により、高品質で安定的な生産体制が構築されています。
- 釣りを核とした観光資源が増加し、水産資源の持続的な利用が図られています。

品目	3年後のイメージ
信州ブランド魚(信州サーモン、信州大王イワナ等)	3.4.5. 小売店等での需要が増加

施策の発展方向

【花き】

- ◇ 新技術の導入・普及による所得の向上
- ・需要ピークに合わせた計画生産や夏秋期の鮮度保持対策の強化
- ◇ 多様なニーズに対応した花き生産の推進と需要の創出
- ◇ 世界トップレベルの品質を誇る県産花きの輸出促進
- ◇ 施設化の推進と低コスト技術の導入による花き産地の持続的発展

【きのこ】

- ◇ 中核的経営体の経営管理力の強化
- ◇ 生産コストの一層の削減による経営安定
- ・生産性の高い品種・高生産性産地の導入
- ・害虫発生予測を活用した防除技術の普及
- ◇ 生産管理工程の改善強化等による安心・安全・環境対策の推進
- ◇ 消費者視点での需要の創出・拡大対策の推進

【畜産】

- ◇ 繁殖・肥育の効率的な分業システム構築
- ◇ 先端技術の導入等による生産性・生産力の向上
- ・ゲノミック評価システムやICT技術の導入・活用
- ◇ ブランド化に向けた畜産物の生産拡大
- ・ブランド化に対応した信州プレミアム牛肉の生産拡大
- ・飼料米の活用による豚・卵のブランド化
- ◇ HACCP等国際基準への取組拡大

【水産】

- ◇ 信州サーモン・信州大王イワナの高品質と生産拡大
- ・生産・消費のニーズに応える稚魚の増産と安定供給
- ◇ 水産加工品の開発と流通形態の検討
- ・冷凍加工技術の開発
- ◇ 「釣り」を核として地域活性化につなげる魅力ある漁場づくり
- ・観光資源として誘客する取組を推進

振興計画の進捗と課題

■現計画での取組と主な成果

【環境農業】

- 農業者の化学肥料や化学合成農薬の使用を減らすなどの環境にやさしい栽培技術の普及拡大
 - ・エコファーマー組織数 H22 126組織 → H28 222組織
 - ・認証取得面積 H22 1,483ha → H28 1,926ha
- 環境保全型農業直接支払制度による地球温暖化対策、生物多様性の向上などが発揮される多面的機能維持の取組の拡大
 - ・取組面積 H23 352ha → H28 529ha
- GAP(農業生産工程管理)の取組拡大
 - ・取組組織(JA部会、直売所)の割合 H22 13% → H27 20%

【技術研究】

- 試験研究推進計画に基づく着実な技術研究を開発
 - ・開発技術 176件
 - (例)・高温でも着色良好なりんご「シナノリップ」の育成
 - ・セルリー薬師成を病防除手引きの開発 など
- 地球温暖化対応技術等の長期的な課題への基礎的知見を収集
- 国、大学、民間企業等との共同研究による革新的な農業機械等の開発への取組

【普及】

- 就農相談・就業支援等を通じた新規就農者の確保と就業後の経営安定、集落営農組織の育成や法人化を支援
- 県オリジナル品種・新技術の普及拡大
- 実需者ニーズに応じた生産者とのマッチングを支援

■主な課題

【環境農業】

- 農村住民や農業者などへのSDGsなど国際的な動きや環境に対する意識の高揚
- 農業者の環境にやさしい農業の取組に対する消費者・実需者の理解度が低い

【技術研究】

- 生産現場から本県の立地条件を活かしたオリジナル品種や地球温暖化、省力栽培、環境にやさしい農業技術などの早期開発が求められている

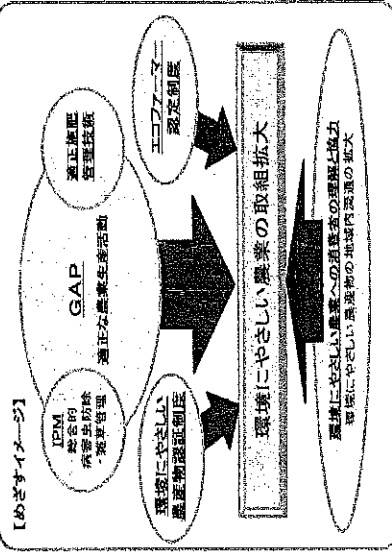
【普及】

- 担い手の確保・育成、農業生産構造の改善、先進的・革新的技術の導入・普及や国際化への対応など様々な課題の解決に向け、きめ細やかな対応が求められている

めざす姿

【環境農業】

- 信州の素晴らしい自然環境に対する農業者の意識が高まり、化学肥料・化学合成農薬の削減、たい肥の活用やカーボンプリ活用などの環境保全型農業技術が各地で導入され、広く環境にやさしい農業が展開されています。
- 消費者や実需者に、本県の環境にやさしい農産物生産の取組が評価され、優先的に本県産農産物が選択されています。



【技術研究】

- 本県の農業関係試験研究の強みを活かした世界をリードする試験研究が展開されています。
- 生産現場の課題解決のための数多くの普及技術が開発されています。

➤ 魅力あるオリジナル品種の育成

- 果樹、機能性作物、養殖魚など
- 農業に類らない病害虫防除技術の開発
 - 光や微生物利用など薬害に類しない病虫・害虫の防除
- 次世代を見据えた農業技術の開発
 - レタス収穫ロボット、陸耕型刈り取りロボット開発など
- 地球温暖化に対応するための農業技術の開発
 - 着色しやすい品種、高温でも揃そろくにくい品種、日焼け軽減技術など

【普及】

- 農業者が先進的かつ革新的な技術を得得し、付加価値の高い競争力のある農業が営まれています。
- 試験研究機関と連携し、先進的・革新的な農業技術の現地への導入・普及が速やかに行われています。
- 農業を中心とした農村振興、農業・農村資源を活用した農業ビジネスの展開により、多くの人が訪れる魅力ある農村が形成されています。

施策の展開方向

【環境農業】

- ◇ 農業者への新たなアプローチによる環境にやさしい農業の取組を推進
 - ・ IPMと施肥管理技術を組合わせた栽培体系の普及
 - ・ 環境にやさしい農業への消費者・実需者の理解醸成

- ◇ 国際基準に対応したGAP(農業生産工程管理)認証の取得を推進

【技術研究】

- ◇ 本県の強みある研究力を活かした信州農業を革新する
 - 新品種・新技術の開発
 - ・ オリジナル品種の育成
 - ・ 農業に類らない病害虫防除の技術開発
 - ・ 次世代を見据えた技術開発
 - ・ 温暖化に対応した技術開発

- ◇ 生産現場の課題を解決するための技術開発
 - ・ 安定生産のための品種改良・技術開発
 - ・ 低コスト・省力化技術の開発

- ◇ 農業分野の知的財産権の保護・活用・取組

【普及】

- ◇ 試験研究機関と連携した開発された技術の迅速な現地普及を推進
- ◇ 地域農業を担う多様な担い手の確保・育成を支援
- ◇ 市町村や農業者団体と連携した農業現場における課題解決を支援

現振興計画の進捗と課題

■ 現計画での取組と主な成果

- 農業用水の安定供給
老朽化した基幹的農業水利施設の更新整備により用水を安定供給
- 安定生産のための用水供給
畑地かんがい施設の整備により、高原野菜や果樹の安定生産と品質を確保

用排水機能が確保される農地の面積

単位: ha

	H25	H26	H27	H28	H29 目標年
計画	2,000	3,000	15,000	18,500	20,000
実績	3,174	12,561	14,920	集計中	
進捗率	16%	63%	75%		

算出面積: かんがい排水事業等の受益面積

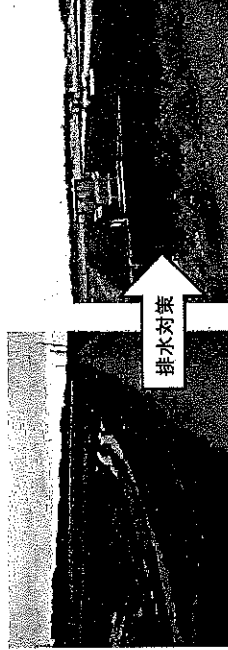
■ 主な課題

- 用水安定供給のため、水利施設の長寿命化対策が必要
- 用水施設が未整備であることにより、効率的な用水配分ができない
- 水田の排水性が悪いため、畑作物の導入が進まない
- 区画の不整形や規模が小さいことにより営農効率が悪い
- 水管理や畦畔除草作業の省力化が必要

めざす姿

- 基幹的農業用排水路が保全され、用水が安定供給されています。
- 畑かん施設の整備や改良により、生産性が向上しています。
- 水田の汎用化や畑地化、樹園地の再整備により収益性が高まっています。
- 栽培品目や経営規模、地形条件に応じた基盤が整備されています。

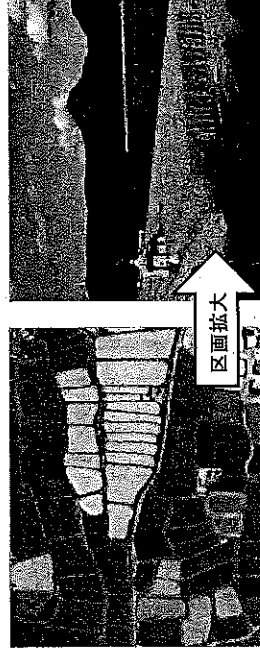
【めざすイメージ】



排水不良の水田

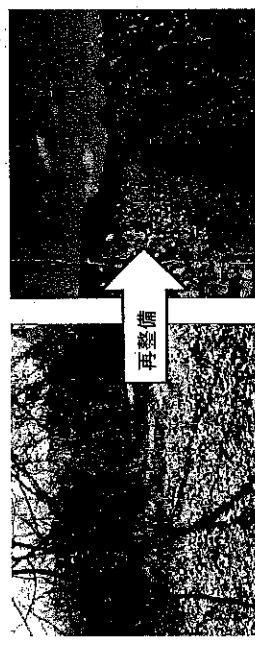
排水対策

畑作物の導入が可能



区画拡大

大型機械の導入を可能とする区画拡大



再整備

整備前の遊休農園

整備後のワイン用ぶどう園地イメージ

施策の展開方向

【収益性を高める農地の基盤整備を優先的に実施】

- ◇ 用排水施設や農道の整備・更新
・基幹インフラの長寿命化対策
・畑地かんがいの高度化を図るための整備・改良
- ◇ 水田の汎用化
・輪作体系の確立に対応した排水対策
・高収益作物導入に向けた畑地化
- ◇ 導入作物に適応した畑地の整備
・りんご高密植新わい化などの導入に向けた傾斜除去等
- ◇ 遊休荒廃農地の再整備
・ワイン用ぶどう等の圃地化

【効率性を高める農地の基盤整備を優先的に実施】

- ◇ 労働生産性の向上
・農地中間管理機構と連携した農地(水田・畑)の区画拡大
・自動除草機による作業を可能とする畦畔の整備
- ◇ 効率的な水利用
・取水、分水ゲートの自動化、電動化
・水管理へのICTの導入、用水路のバイブライニング
- ◇ 樹園地の再整備
・ほ場整備による集積・集約

基本方向 1-3

◆需要を創出するマーケティング(仮)

現振興計画の進捗と課題

■現振興計画での取組と主な成果

- おいしい信州ふーど(風土)の「大使」、「公使」、「名人」のネームバリューによる県内外での県産農畜産物の魅力を情報発信
- 首都圏でのおいしい信州ふーど(風土)発掘商談会の開催など県内外の実需者とのマッチングに向けた販路拡大を推進
- 大消費地の飲食店等の実需者を対象にした産地見学会の開催
- 知事、副知事による消費地での実需者へのトップセールス実施
- 農産物等の輸出に意欲的な農家や事業者で構成する「長野県農産物等輸出事業者協議会」を設立し、商業ベースでの取引拡大を推進
- 輸出対応に向けたりんごの農薬残留基準の現地実証試験等を実施
- 6次産業化を進めるため、「信州6次産業化推進協議会」を設立し、研修会や相談活動を実施

<消費地での商談活動の実施状況>

開催地	H25	H26	H27	H28	H29	目標(累計)
<計画>	50	50	50	50	50	250
<実績>	71	108	158	92	429	429
東京	40	26	29	41	138	138
名古屋	31	7	14	10	62	62
加工・業務用	—	13	24	21	58	58
その他	—	60	91	20	171	171

<県産農産物の輸出実績>

輸出額	H25	H26	H27	H28	H29	単位: 百万円
<計画>	—	123	200	315	500	
<実績>	121	206	386	—	—	
りんご	13	14	33	—	—	
なもも	20	28	30	—	—	
ぶどう	14	23	140	—	—	
米	12	30	33	—	—	

<6次産業化法に基づく総合6次産業化事業計画の認定事業者数>

認定数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	単位: 件
	22	34	19	14	2	2	—	93	

■主な課題

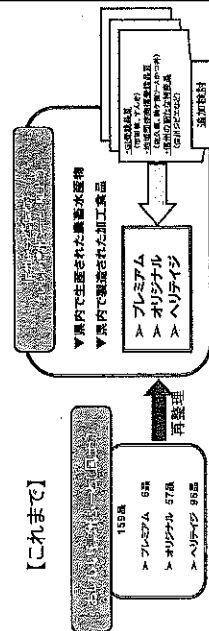
- おいしい信州ふーど(風土)の県民運動の更なる拡大
- オール長野での情報発信
- 農業者の営業・販売スキルアップ
- 少量多品目などの多様な実需者ニーズへの対応
- 卸売業者における鮮度保持環境の整備
- 海外ニーズに応じた県産農産物等の生産・流通体制の整備
- 6次産業の起業家に対する経営マネージメント力の向上などソフト面での支援の対応

めざす姿

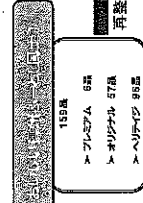
【県内外で県産農畜産物の魅力が向上】

- 「おいしい信州ふーど(風土)」の統一ブランドのもとにオール長野で本県農畜産物の魅力が全ての県民に共有され、あらゆる場面で発信されています。

【これから】



【これまで】



【県内外で県産農畜産物の需要が拡大】

- 市場動向や経済情勢に的確に対応した販売戦略により、県産農畜産物の有利販売が展開されています。

【多様なマーケットニーズに対応し競争力が向上】

- 大量ロットのニーズには、食料供給の責任産地として新鮮・良品質で安全・安心な農産物の安定供給が行われ、実需者との強い信頼関係が構築されています。
- 少ロットの地域流通や直売所等の顔の見える流通など、多様なニーズに対応できる体制が構築されています。

【世界水準の農畜産物により儲かる輸出取引が展開】

- 海外で需要の高い県産物を中心に、安定した取引が継続・拡大されたとともに、対象国のニーズに応じた輸出向けの生産が行われています。



香ばしき作物(果物)を確認



飲食により県産農畜産物のPRを行う

【6次化ビジネスの発展により地域経済が活発】

- 手がけた6次産業化がビジネス展開され、雇用創出など地域経済の活性化に貢献しています。

施策の展開方向

◇ おいしい信州ふーど(風土)の取組による県産農畜産物の魅力発信

- ・「おいしい信州ふーど(風土)」の再編・拡充
- ・大使、公使、名人等による県内、県外への情報発信

◇ マーケティングによる販路の拡大

- ・関係団体等と連携し、品目ごとの強みを活かした販売戦略の展開
- ・国際的なイベント(東京オリンピック・パラリンピック等)での商談機会の創出

◇ 多様な実需者ニーズに対応した流通機能の強化

- ・県内直売所の連携などによる、少量多品目などのニーズに対応した流通体制の構築
- ・新鮮で安全・安心な農産物を実需者や消費者に届けるコールドチェーン(低温流通)の構築

◇ 世界品質の県産農畜産物の戦略的な輸出

- ・輸出品目や対象国の重点化による商業ベースの輸出拡大
- ・「長寿世界—NAGANOの食」の海外での販売・PR活動を展開

◇ 地域に広がる稼ぐ6次化ビジネスの展開

- ・6次産業化事業者の体質強化とフオーアアップ
- ・企業体との連携による事業者の規模拡大

基本方向 Ⅱ

◆消費者が求める「食」の振興(仮)

現振興計画の進捗と課題

■現振興計画での取組と主な成果

- 来店者に満足していただける直売所の設置や再編・整備を支援
- インターネットによる県産農畜産物の魅力を発信
・「おいしい信州ふーど(風土)」ネット開設
373,344件(H25) → 689,997件(H28)
- 地産地消キャンペーンによる県民運動の展開
- 協賛企業数 31社
- 学校給食等における信州農畜産物の利用促進
- 県外産の液卵から県内産への置き換えなど
- 「旬ちゃん」の学校や保育所等への訪問による食育の推進
- 「食育推進県民大会」や「地域食育フォーラム」の開催など県段階と地域での食育の推進
- 食文化の継承と「信州ACE(エース)プロジェクト」の活動支援
に向けた農村生活ネットワークなどの等による信州の味コンクール

＜農産物直売所の設置数＞

	延暦年 (H22)	H25	H26	H27	H28	目標年 (H29)
計画		820	825	830	835	840
実績	814	809	822	798		

＜食育ボランティアの人数＞

	延暦年 (H22)	H25	H26	H27	H28	目標年 (H29)
計画		18,000	18,500	19,000	19,500	20,000
実績	15,770	17,994	18,111	18,370	18,522	

■主な課題

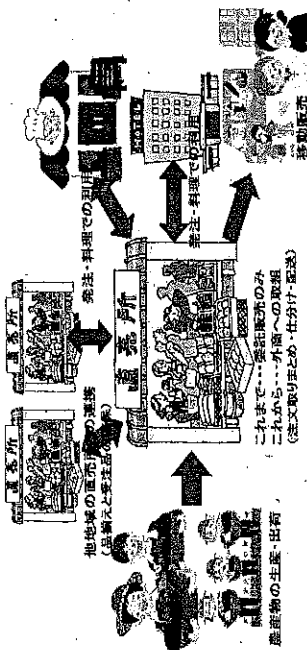
- 県内の食に携わる方の県産農畜産物の魅力が浸透していない
⇒ 農産物でのアプローチ不足
- 地元の野菜などの農産物や農産加工品を求める旅館やホテル、飲食店などへの対応ができていない
- 量販店に対する地産地産の推進が不十分
- 核家族化による両親の共働きなどにより、子どもの食の貧困化と、食の大切さやありがたさがたの教育が不十分
- 長寿日本一に比べ、健康長寿日本一に対する意識が低い
- 食事情の多様化により、家族と料理を楽しむ場面が後退
- 飲食店や中卸、卸業者など食材を取り扱う全ての場面で、食品ロスが発生している
- 消費者の「作物を育てたい」というニーズに対応できる環境が少くない

めざす姿

【様々な食卓を彩る県産農畜産物の活用が促進】

- 若いシェフなどこれからの信州の食を担う方などにより、県産農畜産物の魅力や機能性、食し方などが多方面に発信されています。
- 個性豊かな県産農畜産物などを求める消費者や実需者の方に安定して食材供給できる体制が構築されています。
- 県内のホテルや旅館、レストラン等の食を提供する多くの施設で、県産農畜産物を利用されています。
- 量販店などにより主体的に県産農畜産物の魅力を発信する取組が行われています。

＜直売所が産地と消費を結ぶ機能を発揮＞



【食が結びあわせな暮らしが展開】

- 学校現場に加えて、家庭や地域でも食事を通して食の大切さやありがたさを教える取組が行われており、子供たちにつかりと理解されています。
- 県民一人一人が食と健康の関わりを理解して、健康を意識した食生活を実践するとともに、家庭や食を提供する現場では、食品ロスが削減され、国際社会に貢献する取組が行われています。
- 自分で農作物をつくる喜びを体験したい方々が、県内各地で気軽に作業や食品加工を体験できる体制が整っています。

＜学校や家庭で食や食材に関する学びの展開＞

＜誰でも気軽に農に触れられる市民農園等が身近に展開＞



施策の展開方向

【本物を味わう食と食し方の提供】

- ◇ 《つなぐ》産地ならではの食べ方と地域食材の磨き上げ
 - ・若手シェフなどへの「地産地産」の理解促進
 - ・地域食材や伝統食、郷土料理の情報発信・伝承
- ◇ 《とどける》農産物直売所機能の強化
 - ・農産物直売所を起点とした地域内流通体制の構築を支援
 - ・県内の直売所の連携による地域特産物の流通体制の構築を支援
- ◇ 《つかう》食の「地産地産」の推進
 - ・県内宿泊施設の食材を県内産に置き換えを促進
 - ・農産物の一次加工品等を活用した学校給食や福祉施設等での利用促進
 - ・県内食品関連企業での県産農畜産物の利用促進

◇ 《ひろがる》民間企業との連携による地産地産の推進

【豊かな食によるしあわせな暮らし方の提案】

- ◇ 《まなぶ》未来を担う子どもたちへの食育の推進
 - ・学校、家庭における食育の支援
 - ・授業による農業体験など学校で取り組む食育を支援
- ◇ 《つづける》地域ぐるみで取り組む食育の推進
 - ・「信州ACE(エース)プロジェクト」の推進
 - ・食品ロス削減の県民意識向上
- ◇ 《かんじる》農作物をつくる体験を通じての食育の推進
 - ・市民農園など農作物の栽培を通じて食育が体験できる取組を推進
 - ・家庭菜園等をやりたい方が農地を利用できる体制整備を推進

基本方向 Ⅲ

◆暮らしの場としての農村の振興(仮)

現振興計画の進捗と課題

■現振興計画での取組と主な成果

- 中山間地域での営農活動を支援
- 地域住民等との協働による農業施設の維持活動を支援
- 農村への移住就農を進めるため、移住者や定年帰農者を対象にした利子助成制度(農業で豊かなライフスタイル応援資金)を創設
- 農村の維持に向けて「長野県とJA長野県グループとの農村地域の暮らし支援に関する協定」を締結
- 農ある暮らしを推進するため、個人住宅の転用に係る基準を撤廃(基準…一般個人住宅:500㎡、農家住宅:1,000㎡)

《中山間地域農業関係者支援事業取組状況》

区分	H25(前年度)	H26	H27	H28
市町村数	72	72	71	71
協定数	1,146	1,160	1,162	1,074
協定面積(㎡)	9,638	9,907	9,926	9,301

《多面的機能支払事業取組状況》

区分	H25(前年度)	H26	H27	H28
市町村数	48	49	63	72
組織数	320	332	561	804
活動面積(㎡)	12,646	14,803	25,300	34,675

《農地等の安全確保面積》

区分	H25	H26	H27	H28
市町村数	100	300	1,350	1,800
面積	98	243	1,106	

《農業用水を活用した小水力発電の容量》

区分	H25	H26	H27	H28
市町村数	1,800	1,900	2,000	2,200
容量	1,668	1,584	2,076	

《都市と農村の交流人口》

区分	H25(前年度)	H26	H27	H28
市町村数	546,544	560,000	578,000	580,000
面積	546,544	560,000	578,000	580,000

■主な課題

- 水利施設を維持管理する土地改良区等の弱体化
- 農業者だけの水路や農道の維持管理活動に限界
- 作業効率の悪いほ場が不作となり、遊休荒廃化へと進行
- 遊休荒廃農地から野生鳥獣の侵入により農作物等の被害が拡大
- 大規模災害に備えて、ため池の耐震化と地すべり防止施設の長寿命化など安全対策が必要
- 農業農村の持つ多面的機能に対する都市住民の理解不足
→ 農業側でのアプローチが不足
- 地域住民の高齢化や減少により、道路や水路、除雪などこれまで行われていたコミュニティ活動が困難
- 地域住民が素晴らしい農村資源に気づいていない
- 地域の農村資源を活用した活性化に向けた取組に不慣れ
- 農業農村に対する都市住民や外国旅行者の期待度と地域住民の受入意識に乖離

めざす姿

【様々な人が支える営農活動が展開】

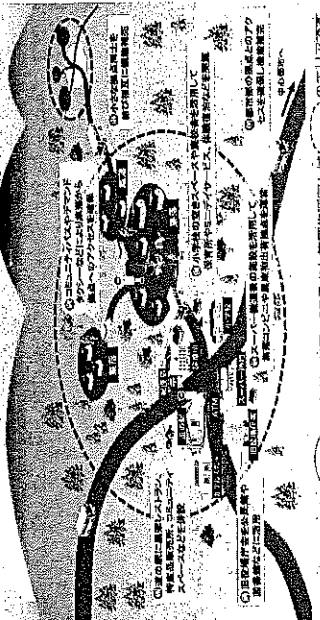
- 地域住民や都市住民などの多様な人材との協働により、水路や農道などの農業施設を維持し、生産基盤を整えて地域の特徴を活かした営農が展開されています。
- ため池や地すべり防止施設の耐震、減震対策が施され、安全が確保されているとともに、小水力発電の売電益により農業施設の計画的な維持管理や生産現場での利用が行われています。



【人と人が触れ合い、笑顔あふれる暮らしが展開】

- そこに暮らす人にとって「魅力ある農村づくり」が進められ、そこに憧れる人が移り住み、お互いを尊重しながら支え合う活力ある農村が形成されています。
- 地域が主体となって、障がい者や高齢者などが就業しやすいユニバーサル農業の取組が進められています。
- 移住者を含めた地域住民により、地域の伝統的な芸能や祭りなどの農村文化が継承されています。
- 農ある暮らしと、好きなことややりたい仕事を両立させた一人多役など農村ならではの多様な働き方が展開されています。

小さな拠点による農村の暮らし支援イメージ



【地域の強みを活かした農村景観や地域資源の維持活用】

- 農村住民自らの創意と工夫により、農村の景観、歴史的な農業遺産、伝統的な農村芸能などに加えて、利用価値のある空き家や遊休農地を活用した観光や農村ビジネスが展開されています。

施策の展開方向

- ◇ 持続的な農業生産活動を支える仕組みづくり・基盤整備
 - ・ 中山間地域農業直接支払事業の取組地域の更なる拡大により、地域ぐるみによる営農継続を支援
 - ・ ため池の前震品様に基づく対策工事など耐震化、減震化を促進
 - ・ 多面的機能支払事業の取組拡大により、都市住民との協働による多面的機能の持続的な発揮を支援
 - ・ 野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみによる効果的な対策を支援

◇ 多様な人材の活躍による農村コミュニティの構築

- ・ 移住者、定年帰農者などの確保
- ・ 都市住民などとの協働による農村コミュニティ活動の取組支援

◇ 地域が主体となったユニバーサル農業の取組を支援

【参考】

活動分野	農業・園芸の持つ多面的機能
障がい者の就業、就労継続	農業での障がい者雇用、就労訓練施設等での自立支援(就労支援)、就労後の育成への取り組みなど
園芸療法	医療や福祉の現場における園芸療法、治療やリハビリ、心身の機能回復など
高齢者の生きがいづくり	ガーデニングや市民農園における作業による高齢者の生きがいづくりなど
教育	教育・保育施設における児童・幼児等の農業・園芸活動など、情報から生産まで
コミュニティづくり	地域の花きづくりやコミュニティガーデン、市民農園や緑化運動など共同作業を促すコミュニティづくりなど
生活の質の向上	市民農園や食農圏による農業・園芸活動を通じて心身の健康や豊かな環境づくり、グリーンツーリズムなど

◇ 農村景観や地域資源の維持活用

- ・ 魅力的な果産物や歴史的な水路、棚田やため池など農村景観、農作物や釣り体験などの農業、農村資源の観光利用
- ・ 農村資源を活用した小水力発電施設の整備を支援
- ・ 旅行代理店等の観光業界と連携した農村ビジネスの展開

平成29年度遊休農地に関する措置(農地パトロール)の確実な実施について

平成29年7月14日
農政・農地部

1 実施時期等について

(1) 利用状況調査:8月頃に実施

- ア 28年度利用意向調査の意向表明どおりに農地所有者等が対応しているかの現地確認の実施と合わせて、意向の変更がないか等を確認し、対応しない場合は、11月末までに農地所有者等に対して農地中間管理機構との協議勧告を行う。
- イ 28年度分利用意向調査結果(機構利用希望者)の集計と同機構への早期通知。
- ウ 新たな遊休農地の発生がないか確認する。

(2) 利用意向調査書等の発出:11月末までに実施

- ア 29年度利用状況調査で新たな遊休農地として判断した農地所有者等に対して利用意向調査書を発出
- イ 上記、利用状況調査書を発出した遊休農地情報について、「農地中間管理機構への農地等の情報提供するための様式(農政部長通知)」に状況を記入して期日までに同機構へ提供

2 留意点

(1) 利用意向調査について

- ア 利用意向調査で「農地利用集積円滑化団体の利用」の希望があった場合
農業委員会は農地利用集積円滑化団体にその旨を通知すること(委員会は円滑化団体に対し「規定の基準に適合しない場合は、その旨を速やかに委員会に通知するよう」求めること)。
- イ 遊休農地として判断され利用意向調査書が発出された場合、農業者年金の特例付加年金が支給停止となります。
- ウ 納税猶予制度の適用を受けている農地が、農業委員会からの「農地中間管理機構との協議勧告」を受けた場合、納税期限が確定します。

(2) 非農地判断(非農地通知)について

利用状況調査によって農業委員会が再生不可能と判断した遊休農地や、農地の所有者から当該農地が農地に該当しない事の証明を依頼された場合、農業委員会は总会(部会)で農地・非農地の判断をし、「非農地」と判断した土地については、所有者・関係機関等へその旨を通知します。

3 平成28年度の主な変更点(農地法施行規則第78条1項2号の一部改正)

今年6月の農地法施行規則の一部改正で新たに、相続未登記等により、所有者が分からない農地の集積・集約化を円滑に行うため、以下の農地が「遊休化のおそれのある農地」に追加されたことから、利用意向調査により、耕作者からの申出等に基づき所有者等を確知できない旨の公示・知事裁定手続きによって農地中間管理機構が利用権を取得することが可能となりました。

- ①耕作者のリタイア等により耕作の事業の継続が困難となった際に、所有権等を確知することができない農地(農地法施行規則第78条第2項)
- ②農地中間管理権の残存期間が1年以下で、所有者等を確知することができない農地(農地法施行規則第78条第3項)

※一部改正前の「遊休化のおそれのある農地」とは、「耕作者が死亡、耕作者が遠隔地に転居、知事裁定によって設定された農地中間管理権の存続期間が1年未満」の農地に限られていた。

4 県農業会議の取り組み

- (1) 「農地利用最適化推進研修会」の開催(6月7日・塩尻市)。
- (2) 「平成29年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について(通知)」(6月19日付発出)により、農業委員会に周知し同調査等の実施を依頼
- (3) 利用状況調査・利用意向調査の本年度実施予定を調査

日 EU・EPA の大枠合意について

平成29年7月6日
農林水産大臣談話

- 1 本日、安倍総理大臣とEUのユンカー欧州委員会委員長が首脳協議を行い、日EU・EPAの大枠合意に至りました。
- 2 日EU・EPAは平成25年4月から交渉を開始し、4年以上に及ぶ交渉を行ってきました。日EU・EPA交渉に当たっては、我が国の農林水産業の再生産を確保するため、そのセンシティビティに十分配慮し、粘り強く交渉に取り組んでまいりました。
- 3 大枠合意においては、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたと考えています。

乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当に留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するに留めました。

豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

また、林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。

EU側の関税については、牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し、EU 5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することができました。
- 4 今回の大枠合意で、我が国農林水産業は新たな国際環境に入ることになりますが、農林水産省としては、我が国の農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築のため、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の対策を講ずる考えであります。

具体的には、以下の項目に沿って検討してまいります。

 - (1) 「総合的なTPP関連政策大綱」に盛り込まれている体質強化対策については、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施し

てまいります。

また、経営安定対策（牛・豚マルキン等）については、日EU・EPAの大枠合意の内容、TPPの状況等を踏まえて必要な検討を加えてまいります。

- (2) チーズを中心とする乳製品については、日本産チーズ等の競争力を高めるため、原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化とともに、加工段階におけるコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進してまいります。
- (3) 構造用集成材等の木材製品については、日本産の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進してまいります。
- (4) パスタ・菓子等については、国境措置の整合性確保及び国産原料作物の安定供給の観点から、必要な措置を講じてまいります。
- (5) 日EU・EPAで獲得できたEU側の関税撤廃等を最大限に活かして、EU向け農林水産品・食品輸出の拡大を推進するため、豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品といった畜産物、加工食品等の輸出条件の改善、国内の環境整備を図ってまいります。

また、乳製品、木材製品等、農林水産物の必要な国内外での消費拡大対策も含めて、強い農林水産業構築のための方策について、幅広く検討してまいります。

- 5 日EU・EPAの大枠合意による新たな国際環境の下でも、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていけるよう、政府一体となって取り組んでまいりますので、国民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

日EU・EPA 農林水産物の大枠合意の概要

平成 29 年 7 月 6 日
農 林 水 産 省

1 ポイント

- 大枠合意においては、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたと考えています。
- 乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当に留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するに留めました。
- 豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- 牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- また、林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。
- EU 側の関税については、牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し、EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することができました。

2 我が国のEUからの輸入

(1) 農産物

① 米

- ・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。

② 麦

- ・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ ごく少量の関税割当枠(EU枠)※を設定(国家貿易・SBS方式)。

※ 総輸入量の約 0.005%

③ 麦芽

- ・ 現行の関税割当制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ EUからの現行輸入実績を下回る関税割当枠(EU枠:無税)※を設定。

※ 輸入実績の約 4 分の 3

④ 砂糖

- ・ 現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持。
- ・ 粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠(無税・無調整金)を設定。

⑤ でん粉

- ・ 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ 近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU 枠)※を設定。

※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

⑥ 豚肉

- ・ 差額関税制度を維持(分岐点価格(524 円/kg)を維持)。
- ・ 長期の関税削減期間(10 年)と輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 従量税削減部分の発動基準数量:5 年目:63,000 トン→10 年目:105,000 トン

⑦ 牛肉

- ・ 関税削減で 16 年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量:初年度:43,500 トン→16 年目:53,195 トン

⑧ 乳製品

i) 脱脂粉乳・バター等

- ・ 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内。

※ 初年度 12, 857 トン→6年目 15, 000 トン(生乳換算)

ii) ホエイ

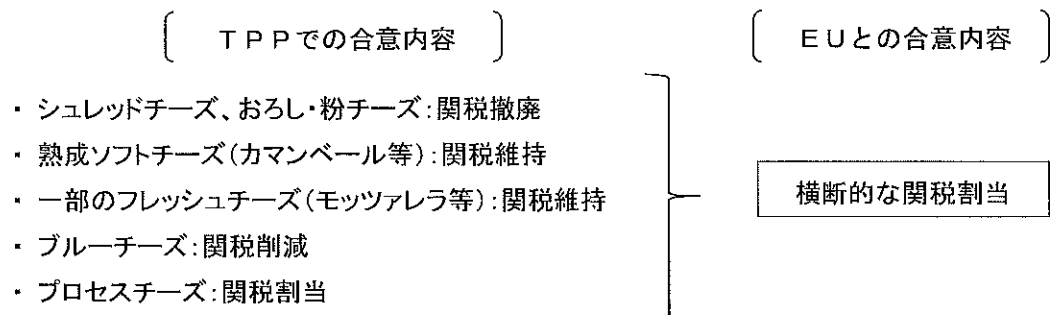
- ・ 脱脂粉乳(たんぱく質含有量 34%)と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量 25-45%)について、関税削減に留め(TPPでは関税撤廃)、11 年目以降も TPP における初年度の関税水準の3割を維持。
- ・ 輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量:21 年目:8, 011 トン(脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準)

iii) チーズ

- ・ ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当(枠内税率は段階的に引き下げ、16 年目に無税)とし、枠数量※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。

※ 初年度 20,000 トン→16 年目 31,000 トン、17 年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定。



- ・ 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪 45%以下)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(16 年目に撤廃)。
- ・ プロセスチーズ原料用チーズの国産抱合せ無税の関税割当制度は維持。

⑨ パスタ、チョコレート菓子等の加工品

- ・ パスタ(マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは 11 年目、ビスケットは 6~11 年目に、それぞれ撤廃)。

(2) 林産物

構造用集成材、SPF 製材等の林産物 10 品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(段階的削減を経て8年目に撤廃)。

(3) 水産物

- ・ 海藻類(のり、こんぶ等)は、関税撤廃等からの「除外」を確保。
- ・ あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保(16 年目に撤廃等)。
- ・ なお、漁業補助金については、禁止補助金の対象外。

3 我が国のEUへの輸出

輸出重点品目である牛肉、茶、水産物などを含め、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。

品目	現行関税	合意内容
醤油等調味料	7.7% (醤油)	即時撤廃
ほたて貝	8% (冷凍)	関税撤廃 (8年目)
緑茶	3.2% (3kg 以下の小口用)	即時撤廃
牛肉	12.8% + 141.4 ~ 304.1 €/100kg	即時撤廃
花き	6.5%、8.3% (植木・盆栽・鉢もの)、 8.5%、10% (切り花)	即時撤廃
ぶり	15% (冷凍フィレ)	即時撤廃
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 9.5 ユーロ/100kg (ながいも)	即時撤廃
林産物	6% ~ 10% (合板等)	即時撤廃
豚肉※	46.7 ~ 86.9 ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏肉※	6.4%、18.7 ~ 102.4 ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7 ~ 142.3 ユーロ/100kg	即時撤廃
乳製品※	118.8 ユーロ/100kg 等 (脱脂粉乳) 189.6 ユーロ/100kg 等 (バター)	即時撤廃

(注1) コメは、相互に「除外」。

(注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

4 地理的表示(GI)について

- ・ 相互に保護を求めるGI産品を確定。
- ・ EUが求めるGI産品については、公示等の手続を行った上で農林水産大臣が指定。

農業者年金加入推進ニュース

長野県農業会議

平成29年7月15日【No100】

6月の新規加入者数がまとまりました。

20～39歳が5人、40～59歳が6人、合計11人が加入し、新たに上田市、飯島町、池田町、飯山市が2ヵ年目標を達成しております。

「農業者年金の受給者になると想定される者一覧」を農業者年金基金より農業委員会事務局へ郵送されております。対象者の裁定手続き、また受給権を有しながら裁定請求をされていない方に対し、請求がもれなく行う事ができるよう相談会の開催と、現況届に関しては、7月末までに基金に届くよう送付をお願いいたします。

また、7月には県下36市町村において農業委員会の任期が満了し、新体制に移行します。新しい農業委員を含め事務局・JAと連携をとり、加入推進に取り組んでいきましょう。

平成29年6月 新規加入者実績

(単位:人)

市町村名	20～39才	40～59才	合計
上田市	1	1	2
飯田市	1	1	2
小諸市	1	0	1
飯山市	1	0	1
安曇野市	0	1	1
南牧村	0	1	1
飯島町	0	1	1
木祖村	0	1	1
池田町	1	0	1
合計	5	6	11

※農業委員・農業者を対象に年金研修会を開く場合は、農業会議職員の派遣などお気軽にお声かけください。

(TEL 026-234-6871 FAX 026-235-2454)

農業者年金「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動における市町村別加入実績(平成28年～29年度)

平成29年7月

長野県農業会議

市町村名	20～39歳						40～59歳						合 計				2カ年目標達成		
	(参考) 基礎的 農業従事者数 (2015年 センサス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ①	H28 年加入 人数 ②	H29 年加入 人数 ③	要加入 者数 ①-(② +③)	(参考) 基礎的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ④	H28 年加入 人数 ⑤	H29 年加入 人数 ⑥	要加入 者数 ④-(⑤+ ⑥)	2カ年加入 目標 ⑦	H28・29 年加入 者数 ⑧	要加入 者数 ⑧- ⑦-⑧	目標 達成 率(%) ⑩=⑧ /⑦	20～ 39歳	40～ 59歳	総数
小諸市	71	12	3		1	2	194	23	2	2		0	5	3	2	60.0		○	
佐久市	127	11	14	2		12	316	31	4		1	3	18	3	15	16.7			
小海町	22	10	1			1	69	18	1	1		0	2	1	1	50.0		○	
川上村	222	38	9	5		4	545	123	7	1		6	16	6	10	37.5			
南牧村	124	31	5	1		4	273	78	3		1	2	8	2	6	25.0			
南相木村	11	1	1			1	31	4	0			0	1	0	1	0.0			
北相木村	1	0	0			0	16	5	1			1	1	0	1	0.0			
佐久穂町	46	2	7			7	86	13	1			1	8	0	8	0.0			
軽井沢町	7	3	0	3	1	△ 4	39	13	1	2		△ 1	1	6	△ 5	600.0	○	○	○
御代田町	39	10	2	1		1	122	14	1	1		0	3	2	1	66.7		○	
立科町	17	1	2	3		△ 1	98	19	1			1	3	3	0	100.0	○		○
佐久支部	687	119	44	15	2	27	1789	341	22	7	2	13	66	26	40	39.4			
上田市	97	36	4	5	1	△ 2	302	61	4	2	1	1	8	9	△ 1	112.5	○		○
東御市	52	14	2		2	0	175	9	2			2	4	2	2	50.0	○		
青木村	3	1	0			0	19	6	1			1	1	0	1	0.0			
長和町	14	1	2			2	24	2	0			0	2	0	2	0.0			
上小支部	166	52	8	5	3	0	520	78	7	2	1	4	15	11	4	73.3			
岡谷市	0	0	0			0	24	5	1	1		0	1	1	0	100.0		○	○
諏訪市	18	3	1	2		△ 1	72	13	1		1	0	2	3	△ 1	150.0	○	○	○
茅野市	40	2	6			6	172	14	3	1	2	0	9	3	6	33.3		○	
下諏訪町	1	0	0			0	1	2	1			1	1	0	1	0.0			
富士見町	31	4	2	1		1	93	17	1			1	3	1	2	33.3			
原村	45	2	7	1		6	189	19	2	1		1	9	2	7	22.2			
諏訪支部	135	11	16	4	0	12	551	70	9	3	3	3	25	10	15	40.0			
伊那市	61	14	2	1	3	△ 2	170	40	2		2	0	4	6	△ 2	150.0	○	○	○
駒ヶ根市	24	5	1			1	74	12	2	2		0	3	2	1	66.7		○	
辰野町	5	1	0			0	16	4	1			1	1	0	1	0.0			
箕輪町	14	7	1			1	61	13	1		1	0	2	1	1	50.0		○	
飯島町	17	7	1	1		0	72	7	1		1	0	2	2	0	100.0	○	○	○
南箕輪村	12	5	0	2	1	△ 3	51	6	1	1		0	1	4	△ 3	400.0	○	○	○
中川村	18	2	2	4		△ 2	44	0	0	7		△ 7	2	11	△ 9	550.0	○	○	○
宮田村	5	2	0			0	25	7	1			1	1	0	1	0.0			
上伊那支部	156	43	7	8	4	-5	513	89	9	10	4	-5	16	26	△ 10	162.5			
飯田市	137	49	5	3	2	0	513	113	5	10	4	△ 9	10	19	△ 9	190.0	○	○	○
松川町	50	9	2	1		1	265	35	4	1		3	6	2	4	33.3			
高森町	36	9	1	2	1	△ 2	160	25	2	2	1	△ 1	3	6	△ 3	200.0	○	○	○
阿南町	5	1	0			0	28	3	1			1	1	0	1	0.0			
阿智村	11	0	2			2	47	5	0			0	2	0	2	0.0			
平谷村	1	0	0			0	2	0	1			1	1	0	1	0.0			
根羽村	1	0	0			0	7	0	1			1	1	0	1	0.0			
下條村	9	1	1			1	69	9	1			1	2	0	2	0.0			
売木村	0	0	0			0	8	1	1			1	1	0	1	0.0			
天龍村	0	0	0			0	2	0	1			1	1	0	1	0.0			
泰阜村	0	0	0			0	14	0	1			1	1	0	1	0.0			
喬木村	7	0	1			1	62	6	1	3		△ 2	2	3	△ 1	150.0		○	○
豊丘村	22	5	1	1		0	87	7	1	1		0	2	2	0	100.0	○	○	○
大鹿村	5	0	1			1	8	0	0			0	1	0	1	0.0			
下伊那支部	284	74	14	7	3	4	1272	204	20	17	5	-2	34	32	2	94.1			

市町村名	20～39歳						40～59歳						合 計				2カ年目標達成		
	(参考) 基幹的 農業従事者数 (2015年 センサス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ①	H28 年加入 数②	H29 年加入 数③	要加入 者数 ①-(② +③)	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ④	H28 年加入 数⑤	H29 年加入 数⑥	要加入 者数 ④-(⑤+ ⑥)	2カ年加入 目標 ⑦	H28・29 年加入 者数⑧	要加入 者数 ⑨=⑦-⑧	目標 達成率(%) ⑩=⑧/ ⑦	20～ 39歳	40～ 59歳	総数
上松町	4	0	1			1	8	0	0			0	1	0	1	0.0			
南木曽町	2	0	0			0	5	0	1			1	1	0	1	0.0			
木祖村	7	0	1			1	18	10	0	1	1	△ 2	1	2	△ 1	200.0		○	○
王滝村	0	0	0			0	2	1	1			1	1	0	1	0.0			
大桑村	1	0	0			0	7	1	1			1	1	0	1	0.0			
木曽町	7	0	1			1	31	1	0			0	1	0	1	0.0			
木曽支部	21	0	3	0	0	3	71	13	3	1	1	1	6	2	4	33.3			
松本市	225	52	9	6	1	2	846	129	8	9		△ 1	17	16	1	94.1		○	
塩尻市	76	14	3	1		2	312	52	3	5		△ 2	6	6	0	100.0		○	○
安曇野市	111	12	10	4	1	5	403	33	4	6	1	△ 3	14	12	2	85.7		○	
麻績村	2	0	0			0	19	1	1			1	1	0	1	0.0			
生坂村	3	0	1			1	21	5	0			0	1	0	1	0.0			
山形村	50	5	5		3	2	152	27	2	2	1	△ 1	7	6	1	85.7		○	
朝日村	29	18	1	3		△ 2	98	49	1			1	2	3	△ 1	150.0	○		○
筑北村	9	2	0			0	29	7	1			1	1	0	1	0.0			
松本支部	505	103	29	14	5	10	1880	303	20	22	2	-4	49	43	6	87.8			
大町市	19	7	1			1	112	9	1			1	2	0	2	0.0			
池田町	10	3	0		1	△ 1	25	2	1			1	1	1	0	100.0	○		○
松川村	20	9	1	2		△ 1	58	9	1			1	2	2	0	100.0	○		○
白馬村	1	1	0			0	19	6	1			1	1	0	1	0.0			
小谷村	1	2	0			0	9	1	1			1	1	0	1	0.0			
北安曇支部	51	22	2	2	1	-1	223	27	5	0	0	5	7	3	4	42.9			
長野市	164	18	15	2	1	12	774	52	9	1		8	24	4	20	16.7			
須坂市	74	10	5	4		1	348	25	3	4		△ 1	8	8	0	100.0		○	○
千曲市	27	5	1	2		△ 1	131	14	1	3		△ 2	2	5	△ 3	250.0	○	○	○
坂城町	10	1	1	1		0	45	2	0	1		△ 1	1	2	△ 1	200.0	○	○	○
小布施町	38	0	8	1	1	6	204	19	3	3		0	11	5	6	45.5		○	
高山村	15	4	1			1	92	3	2	1		1	3	1	2	33.3			
信濃町	14	2	1			1	47	5	0	1		△ 1	1	1	0	100.0		○	○
小川村	1	1	0	1		△ 1	10	1	1			1	1	1	0	100.0	○		○
飯綱町	41	3	5	3		2	151	10	2		2	0	7	5	2	71.4		○	
長野支部	384	44	37	14	2	21	1802	131	21	14	2	5	58	32	26	55.2			
中野市	178	25	11	6	2	3	750	83	10	6	1	3	21	15	6	71.4			
飯山市	53	11	2		1	1	192	36	2	3		△ 1	4	4	0	100.0		○	○
山ノ内町	80	54	3	3	1	△ 1	308	131	3	2		1	6	6	0	100.0	○		○
木島平村	17	6	1	1		0	61	10	1			1	2	1	1	50.0	○		
野沢温泉村	4	2	0			0	24	2	1			1	1	0	1	0.0			
栄村	4	1	0			0	17	5	1			1	1	0	1	0.0			
北信支部	336	99	17	10	4	3	1352	267	18	11	1	6	35	26	9	74.3			
合計	2,725	567	177	79	24	74	9,973	1,523	134	87	21	26	311	211	100	67.8	20	29	25